「茅ヶ崎市自治基本条例 推進方針(素案)」についての パブリックコメント実施結果

ーご協力ありがとうございました。一

2 意見の件数 18件

3 意見提出者数 6人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	0人	0人	0人	1人	2人	2人

5 内容別の意見件数

項目	件数	
	IT XX	
全般に関する意見	5件	
第8条・第9条に関する意見	1件	
第13条に関する意見	1件	
第14条に関する意見	1件	
第16条に関する意見	2件	
第17条に関する意見	1件	
第30条に関する意見	1件	
パブリックコメント手続に関する意見	6件	
合 計	18件	

茅ヶ崎市 総務部 行政総務課 市政情報担当 0467-82-1111 (内線 2521)

e-mail:gyouseisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

※ いただいたご意見は、原文のまま掲載しています。

■全般に関する意見(5件)

(意見1)

茅ヶ崎市自治基本条例の認識度がかなり低いと思います。条例が施行されてから具体的に何が変化したのかを明確にすれば、もう少し認識度は向上するのではないでしょうか。

まちづくりや市政への関心度もかなり低いと思います。これでは、どんな政策を行ったとしても市民の方々に「良くなった」と思ってもらえる可能性は低いように感じます。

市職員の印象はとても良かったです。昨年マイナンバーカード作成時に利用しましたが、非常に丁寧にお対応いただき、大変感謝しています。

「目指すまちへの姿」のアンケートで、「わからない」が多数であるという結果から、広報活動が十分に行われていたのか疑問に感じました。

(市の考え方)

自治を推進する上で、市民の皆様に市政に興味や関心をもってもらい、市政へ参加していただくことは重要なことだと認識しています。

自治基本条例の取組については、毎年度、市広報紙、市ホームページ、市政情報コーナーで情報提供を行っているところですが、今回のアンケート結果で、自治基本条例の市民の認知度や市政への関心等、自治を推進する上での課題が浮き彫りになりました。

このため、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針では、「取組の見える化」や「わかりやすい公表」等、6つのキーワードを掲げるとともに、条文ごとの関係法令や取組の状況を掲載し、その実績を継続的に公表することで、その結果を市民の皆様に分かりやすく情報を提供できるよう工夫しました。

今後も、市民の皆様に市政に興味を持っていただき、参画していただけるよう、情報 提供の方法等を工夫してまいります。

(意見2)

自治基本条例の推進について

条例の推進を実効性のあるものにするには、行政の行う行為あるいは行った行為が、 自治基本条例に則っているかを検証する必要があります。それらの行為が、自治基本 条例に則っていないと市民が判断した時に、市に対して申し立てをし、客観的な調査 を行い、必要に応じて是正を勧告する第三者機関が必要です。

本市の条例において第22条で定められている苦情等への対応では、「市長等は、 行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務 の改善その他の適切な措置を講じなければならない。」とありますが、不十分です。 例えば多治見市のように、適切な市政運営を行うための是正制度の確立を求めます。

(市の考え方)

市政を運営する中で、自治基本条例を踏まえて業務が進められているか確認するため、 毎年度自治基本条例に関する各課かいの取組状況等の調査を行っています。

調査の際には、所属長を中心に各所属で自治基本条例について改めて情報を共有する機会を設け、職員一人一人が自治基本条例を踏まえて業務を行う意識付けを行うととも

に、業務の振り返りや改善に繋げています。

市の行為又は不作為についての不服については、行政処分に係るものについては、 行政不服審査法及び行政手続条例において、行政処分に係らないものについては、既存 の苦情等対応制度等で対応をしているところです。

市に寄せられる苦情等のうち、自治基本条例において市が取り組むべき事柄に関しては、ご意見の趣旨を踏まえ、所管課である行政総務課が窓口となり、実態把握や当該所管課に対する改善の要請を行っています。

今後も、自治基本条例の理解を深めるための様々な研修等を実施するとともに、職員 一人一人が自治基本条例の趣旨を理解し、業務に活かせるよう、意識付けを定着させて まいります。

(意見3)

各条文は憲法、国のいかなる法律から発生しているのか、基本条例の各条文の枕に 記述する。

(市の考え方)

自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治の基本を定めた条例です。地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進することを目的として制定されており、各条文の枕に 法律を記述することは考えておりません。

また、各条文の関係法令については、『茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説』に記載しています。

(意見4)

近隣市(藤沢市、鎌倉市…)でも自治基本条例がない市が多いと思う、全国的にもそうだと思う。

当条例も根本から見直し(必要性の是非)他市以上の地方自治を確立して欲しいまた、条例に書かれている内容が空洞化しないよう実施を望む。

具体的に当パブリックコメントの素案に対する意見記述省略

パブコメに対する意見や近隣市等の状況から寸借(ご配慮)下さい。

(市の考え方)

自治基本条例は、茅ヶ崎市における自治を推進する上での基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政運営の基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨である「団体自治」の確立と「住民自治」の拡充を図り、茅ヶ崎市における自治を推進することを目的として制定しました。

自治基本条例第30条では、「この条例をより良いものへと発展させていくとともに、 形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して条例を検証していく こと」を規定しており、市は4年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があれば自治 基本条例を推進するための適切な措置を作成し、自治基本条例の推進を図ることとして います。

(意見5)

『茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説』の次の改訂版には、議会基本条例及び文書管理条例を掲載してください。

(市の考え方)

茅ヶ崎市公文書等管理条例については、「茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説(令和2年4月改訂版)」に関係条例集として94ページに掲載しています。

茅ヶ崎市議会基本条例については、頂いたご意見を参考に、次の逐条解説改訂の際に、 関係条例集に追加させていただきます。

■第8条「議会の責務」・第9条「議員の責務」に関する意見(1件)

(意見6)

議会における市民参加は、自治基本条例及び議会基本条例の水準から大きく立ち後れている。上から目線の一方通行の現状だ。下記の提案をしたい。

- ① 重要な議案審議に先立って、市民意見を聴取する制度
- ② 議会報告会・意見交換会を地域で開催
- ③ 複雑な社会状況、多様な市民意見、行政の高度専門化、等を背景に議員には政策科学及び法律に関して高度な見識が従来に増して要求されている。これらを身につけるための議会としての系統的・体系的な研修制度。

(市の考え方)

①市民意見等の聴取については、議会基本条例第8条において、公聴会及び参考人の制度の活用、請願又は陳情の審査に当たっての請願者又は陳情者からの趣旨説明の機会などが規定されています。これらの規定に基づき、請願又は陳情を所管委員会で審査する際には、請願者又は陳情者の希望の申出に応じて、趣旨説明の機会を設けているところです(実施件数 平成30年:付託請願及び陳情23件中18件、平成31年・令和元年:付託陳情9件中7件、令和2年:付託請願及び陳情10件中3件)。

公聴会及び参考人については、直近では、平成29年第1回臨時会において条例制定を求める直接請求に係る議案が提案された際に、参考人として直接請求の代表者5名に所管委員会への出席を求め意見を伺った実績があります。今後については、個々の議案の重要性や制度活用の必要性も勘案しながら制度の活用を図ってまいります。

②議会への市民参加については、議会基本条例において、議会報告会・意見交換会を 行うことなどを規定し、これまで多くの市民の皆様に参加いただけるよう努めてまいり ました。

議会報告会は平成23年から、意見交換会は平成25年から開催しており、運営方法や開催場所などは、市議会の広報広聴委員会にて、前回の開催結果などを踏まえ協議し、決定しています。

地域での開催におきましては、平成25年から平成27年の議会報告会・意見交換会は、地域の公民館やコミュニティセンターで開催し、平成28年からは、市役所庁舎の建替に伴い、市民の方々がより議会を身近に感じていただけるよう、新庁舎6階の全員協議会室で行っています。

特に意見交換会については、より多くの意見をいただけるよう広聴に重点を置いた開催手法も含め、広報広聴委員会で協議してまいりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会情勢は未だ予断を許さない状況でございます。引き続き、新しい生活様式などを踏まえつつ、市民参加の在り方も含め、運営方法について調査研究及び協議

してまいります。

③ 本市議会では、茅ヶ崎市自治基本条例第9条第3項、議会基本条例第6条第4項及び第18条に則り、議員の資質向上のため、議員研修を毎年開催しています。本研修では、その時々の社会状況に合わせたテーマや市や市議会として必要と思われるテーマなどを中心に取り上げ、そのテーマに卓越した方々を講師としてお招きし、開催しています。ご意見いただきましたように、今後もめまぐるしく変わりゆく複雑な社会状況や、多種多様な市民の皆様からのご意見に対応するため、また、よりよい政策提案に向け、引き続き、議員自ら自己研鑽に努めるとともに、市議会としても充実した議員研修を開催し、議員の資質向上に努めてまいります。

■第13条「説明責任」に関する意見(1件)

(意見7)

第13条 説明責任について

市は説明責任を放置、放棄した場合、他の条文により罰せられることを記述する事(市の考え方)

自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組み等を定めたものです。自治基本条例の性質上、罰則による強制はなじまないものと考えています。

条例に則り業務が進められているか確認するため、毎年度、条例に関する各課かいの 取組状況等の調査を行い、業務の振返りを行うことで、改善に繋げています。

また、条例に則った業務がなされていない等の事案があった場合は、行政総務課で状況を把握し、必要があれば担当課かいに対し業務改善の要請等を行う制度を整備し、対応を行っているところです。

今後も、継続的に研修を行い職員の意識向上に努めるとともに、令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針で、6つのキーワードとして「分かりやすい公表」、「説明責任」等を掲げ、説明責任を果たすよう引き続き取り組んでまいります。

■第14条「情報共有」に関する意見(1件)

(意見8)

広報紙についてですが、現在のものでは「読もう」と思えるデザインではないように思います。よって、埼玉県三芳町のように斬新なデザインにしてみてはいかがでしょうか。広報紙は読んでいただけなければ全く意味のないものとなってしまうので、見た目を工夫すればより多くの方にご覧いただけると思います。

(市の考え方)

広報ちがさきは、月2回、約9万部を発行しています。令和2年5月からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、月2回から月1回へ変更し、当面の間は業者による全世帯への戸別配布(ポスティング)を行っております。

また、市内の各公共施設、設置協力店舗にも配架するとともに、スマートフォンなどで閲覧できる無料アプリ「マチイロ」や「カタログポケット」による発信も行っています。

広報ちがさきは、情報発信の基本媒体を果たすものとして、情報の導入となる要点を 抑えた内容を掲載することとし、具体的な内容については、市政情報コーナーへの配架 や市ホームページへの掲載などの方法により、情報発信を行っています。

今後も、いただきました貴重なご意見を参考にデザインやレイアウト等も含めて様々な検討を行いながら広報ちがさきを発行し、「市政に関する情報を知る権利」を実現するために、市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報を受けられるよう、今後も広報事業を推進してまいります。

■第16条「市民参加」に関する意見(2件)

(意見9)

茅ケ崎市の市民自治はまちじから協議会が設立される以前に比べ大きく後退した。 都市マスタープラン改定案の地域意見交換会はその代表的な例である。

地域意見交換会は一般の地域住民の参加を排除し、まちじから協議会の委員を対象に 秘密裏に開催された。そこでは都市マスタープランの改定に委員の考えを反映させる 目的で、地域のまちづくりの方向についての意見交換と、今後10年の重点的な取り 組みについてのアンケートを実施した。密室・密談・密会の3密であった。

これは茅ケ崎市自治基本条例の自治の基本理念、市民の権利、市長の責務、職員の責務、市政運営の基本原則、市民参加に違反する。

第4条(自治の基本理念)

主権を有する市民の意思と責任に基づく推進、市民が等しく参加できる自治の推進

第5条 (市民の権利)

市民の市政情報を知る権利、市民の市政に参加する権利

第10条(市長の責務)

地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握する責務

第11条 (職員の責務)

自治基本条例を遵守し、公正かつ誠実な職務を遂行する義務

第12条(市政運営の基本原則)

説明責任、市民との情報共有、市民参加

・市は地域意見交換会に一般の地域住民を排除した理由を述べているが、自治基本条例に反するものばかりである。

理由その1:茅ケ崎市市民参加条例第8条で定めた7種類の市民参加の方法の中の 意見交換会を選択しており、条例に従い実施している。

⇒ ① 意見交換会であればよいというわけではない。自治基本条例第16条(市民参加)は、市は事案の内容・性質に応じた多様な市民参加の方法を整備する」と定めている。

意見交換会であってもその運用が多様な市民参加に適切でなければ認められない。 ② 自治基本条例第17条(政策法務)は「地域の課題を解決するため地方自治の本旨に基づいて法令を解釈する」ことを定めている。地方自治体において条例は法令に相当するものなので、市は地域の課題解決に適切な運用を求められている。市民参加条例第8条の市民参加の方法を、自治基本条例の自治の基本理念、市政の基本原則に基づき運用すべきである。

理由その2:まちから協議会委員は地域の活動を通して地域のことを一番よく知っている。

⇒地域のことを一番よく知っているのはまちじから協議会委員ばかりでなく、そこに 住む地域の人たちである。市のホームページには、「新たな地域コミュニティ」と 題して、「地域コミュニティ(まちじから協議会)の取り組みは、地域のことを一 番よく知っている住民が話し合い、決めていくことで地域力を十分発揮することに ある」と掲載している。

茅ケ崎ゴルフ場は周辺住民にとって貴重な広域避難場所と良好な住環境を提供する貴重な施設であり、存続を求めている。海岸地区のまちじから協議会の委員に茅ケ崎ゴルフ場の存続を求める者はいなかった。周辺住民の多様な意見を伝えていない。

理由その3:地域意見交換会とは別に、全市13区のまちづくりについて、一般の市 民を対象にした意見交換会を2回開催した。ここでは自分の住む地域のことについて 発言できる。

- ⇒2回の説明会で参加者は僅か6名。このような方法では都市マスタープラン改定案 について多様な市民の声を反映できず、地域意見交換会から住民を排除する理由には ならない。
- ・自治基本条例第25条は、まちじから協議会は市民により自主的に形成された集団 又は繋がりであるとしている。しかし、設立には市の認可が必要なことから、自主的 に形成された団体ではない。

地域意見交換会におけるまちじから協議会は、市長の諮問に答申する行政の附属機関としての委員会の役割を担っている。全国の地方自治体が助成金の交付や便宜供与等により自治会を政治支配下に置き、市民参加を妨げる動きが全国市民オンブズマン大会において報告されている。

まちじから協議会もこの流れに沿った行政の支配下に置かれてしまった感がある。

・担当部長は12月議会の質問に対し、「まちじから協議会に特別の権限を与えたわけではなく地域の代表ではない」と回答したが、市は地域代表扱いをしている。

今後も市がまちじから協議会を地域の代表として扱えば、二元代表制に基づく民主主義の市政に反する重大な問題を抱えることになる。

(市の考え方)

ちがさき都市マスタープランの改定における市民参加手法のひとつとして、まちぢから協議会等との意見交換会を実施しました。まちぢから協議会は、それぞれの地区で活動している各種団体をはじめ、その地域に関わりのある方々によって構成され、団体に属していなくても、公募委員や部会参加などを通して地域をよりよくしていくための話し合いの場に参加できるものとして設立されています。ちがさき都市マスタープランの改定に当たりましては、地域別の取り組み方針を示していることから、その地域の中で日ごろ活動されている方々の視点からご意見を伺うものとして、意見交換会を実施したものです。

なお、意見交換会については、全市民を対象としたものや若者を対象としたものも実施しています。

また、意見交換会の他にも、公募による市民や学識経験者から成る策定委員会、無作為抽出した市民による市民討議会、5年以内に茅ヶ崎市に転入した市民を対象とした転入者ヒアリングやアンケート、パブリックコメント手続などの市民参加手法を実施しました。

このように、多様な市民参加手法のひとつとして、まちぢから協議会等との意見交換 会を実施したものであり、適切であったと認識しています。

(意見10)

市民の市政に対する関心は、市民意見が政策・施策に生かされていることを市民が 実感することから始まる。形骸化した「市民参加」の反省と抜本的な改善なしで「取 組状況の見える化」や「市政への参加意識が高まるような啓発」(「課題」)(P1 5)を掲げても、10年間の繰り返しになる公算が大きい。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例における市政運営の基本原則の一つである市民参加については、平成26年4月1日に茅ヶ崎市市民参加条例を施行し、推進しています。

市民参加条例については、自治基本条例の検証と同時期に施行状況を検証しています。 令和2年度の検証におきましては、アンケートや意見募集を導き出した「市民意見の取り扱い」などの課題への改善施策として「市民意見の反映状況に関する情報発信」を位置付け、市民の皆様が参加の成果を実感でき、更に参加したいという意識を持つことができるように、多様な媒体を用いた積極的な情報発信や公開方法の統一的な運用に取り組んでまいります。

■第17条「政策法務等」に関する意見(1件)

(意見11)

自治基本条例にもとづく市政運営を推進するためには、全職員が「法の支配」にもとづく行政運営の原則を理解し、政策法務を身につけることが不可欠である。

(市の考え方)

政策法務能力を身につけることは、職員にとって重要なことであることから、研修等 により政策法務能力の向上に努めてまいります。

■第30条に関する意見(1件)

(意見12)

自治基本条例施行状況の検証は、①市民の意思 (4条)の政策・施策への反映、② 市政への市民参加 (4条、5条)であるべきだ。①②の度合いが年々前進している かを具体的に検証すること。前進の教訓を普及すること、後退・停滞の原因を分析、 課題を明らかにして政策化することが肝要である。この「素案」は、このような立場 に立っていない。

(市の考え方)

自治基本条例の検証については、自治基本条例第30条において、条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合したものであるかを検証することとしています。

今回、条例の施行状況の内部検証については、アクション・プランに掲げた取組についてスケジュールどおり進めることができたか、各条文に規定された事項を推進するための取組を継続的に実施していたかどうかの2点について、これまでの主な取組と評価、市民の意見や要望等、自治の推進に必要となる継続的取組の3つの視点で内部検証を実施しました。

意見募集やアンケート調査、日々寄せられるご意見やご要望からも、市民意見には様々なものがあることや、市民参加については一概に件数等で推進度を図ることが困難であることから、これらをもって自治基本条例の施行状況の検証を行うことは難しいと考えます。

令和3年度以降、条例に規定された事項を推進するための取組を掲げた推進方針では、 現状の課題から6つのキーワードを設定し、これに配慮した取組を進めることで、茅ヶ 崎市におけるより一層の自治の推進を目指します。

条例の施行状況については、6つのキーワードを踏まえた条例の趣旨にのっとった各課かいの取組状況及び「推進方針」に掲げた取組の取組状況を毎年度確認し、振り返りを行うことで、次年度の取組に繋げてまいります。

第4条及び第5条の規定については、第14条(情報共有)や第16条(市民参加) 等、それぞれの規定を具体化している個別の条に掲げた取組を推進することとしていま す。

■パブリックコメント手続に関する意見(6件)

(意見13) ①パブリックコメント(意見募集) 例年もこの(当) 時期6,7,8件 ちょっと多いのではと思う。

(意見14) ②これではパブコメの意味もなくなってしまうのでは。

(意見15) ③それは当自治基本条例や市民参加条例にも反さないでしょうか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様のご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施して まいりますので、ご理解の程よろしくお願いします。

(意見16) ④当パブコメの啓発 (PR) も少なかったのでは。これではパブコメ応募者も少なくなると思う。

(意見17)⑤新型コロナウイルス感染症により多くの講座等が中止等となるなか、 当パブコメ実施にもっと工夫できなかったでしょうか(延期も含め)。

(意見18)⑥ユーチューブ配信あったとしてもデジタル(ユーチューブ)等しない市民(国民) $1\sim2$ 割($10\%\sim20\%$)その人に配慮してパブコメ実施してほしいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な 政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただける重要な市民参加の機会 であると認識しています。 実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙や市ホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に 応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとと もに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。